

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人明成会（以下「当法人」という）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいい、顧問とは、定款第 23 条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬とは、法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 196 条、16 第 4 項で準用する一般法人法第 89 条、18 第 3 項で準用する一般法人法第 105 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金である。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(職員給与との併給)

第 3 条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の支給)

第 4 条 当法人は役員職務執行の対価として報酬総額を年間 60 万円以内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬等（報酬及び費用）を支給することができる。
- 3 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- 4 役員等として在職し退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

第 5 条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第 2 に定める額

(費用)

第 6 条 当法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員等には、前項に規定する費用及び法人の用務で出張に要する旅費（旅行雑費、宿泊料等を含む）を、別に定める役員旅費規程に基づき支給することができる。ただし、四万十町内在住の役員等には、町内の職務遂行に要した交通費は支給しないものとする。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規定をもって、法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 1 項の規定については、平成 29 年度は役員報酬総額を年間 80 万円とする。
2. 平成 27 年 4 月 1 日施行の「役員等の費用弁償及び退職慰労金等に関する規程」は廃止する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	12,510円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

（2）理事

	日 額
理事会等会議への出席	12,510円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

（3）監事

	日 額
監事監査への出席	20,000円
理事会等会議への出席	12,510円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

（4）顧問

	日 額
理事会・評議員会への出席	12,510円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

別表2（退職慰労金）

役員等の期間	支給額
5年未満の者	10,000円
5年以上10年未満の者	30,000円
10年以上15年未満の者	50,000円
15年以上20年未満の者	80,000円
20年以上の者	100,000円